

京都市上下水道局告示第17号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成23年5月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 廃止届出業者名等

京都市中京区河原町御池東入一之船入町537

リベルタス御池503号

ハリーコム有限会社

代表取締役 安田 保

2 廃止年月日

平成23年4月28日

(上下水道局水道部給水課)